

入間市国民健康保険税条例の減免に係る事務取扱要領について（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、入間市国民健康保険税条例（昭和 32 年 7 月 22 日 条例第 32 号。以下「条例」という。）第 24 条の規定による入間市国民健康保険税（以下「国保税」という。）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

（減免の範囲及び割合）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する世帯で、生活が困窮し、納税について徴収猶予、納期限の延長等によっても納税が困難であると認められる場合は、その世帯の納税義務者の申請により、国保税を減免することができる。

(1) 条例第 24 条第 1 項第 1 号に該当する場合

「災害等による減免」

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、国保加入者が自身の居住に供する家屋又は家財が損害を受けたとき、消防署等の認定基準に基づく損害の程度により、又は市長がこれに準ずると認められた世帯については、次の割合で災害日以後 1 年以内の納期未到来分を減免する。ただし、納期未到来分であっても納付済みの国保税及び故意に災害を発生させた場合の国保税は減免の対象としない。

ア 損害の程度が 10 分の 2 以上 10 分の 5 未満であるとき	10 分の 5
イ 損害の程度が 10 分の 5 以上 10 分の 7 未満であるとき	10 分の 7
ウ 損害の程度が 10 分の 7 以上を超えるとき	10 分の 10

(2) 条例第 24 条第 1 項第 2 号に該当する場合

「所得が皆無又は著しく減少したことの減免」

- ① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく要保護に該当する生活状態にあるが、生活保護を受給していない世帯又は生活保護法以外の扶助等で生活しており生活保護を受けられない世帯
- ② 疾病、負傷、失業、休廃業、その他これらに類する事由により、当該年の世帯総所得が皆無又は前年に比較して 10 分の 5 以上減少し、かつ前年の世帯の総所得が 500 万円以下に該当する世帯
- ③ その他市長が特別な事情があると認める世帯

上記の世帯については、次の割合で当該年度の国保税のうち申請日以後の納期未到来分を減免する。ただし、納期未到来分であっても納付済みの国保税は減免の対象としない。

ア 10 分の 10

2 条例例第 24 条第 2 項各号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）の属する世帯については、次の割合で国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月から減免する。

ア 条例第 3 条、第 6 条及び第 8 条に規定する所得割額 10 分の 10

イ 条例第 4 条に規定する資産割額 10分の10

ウ 条例第 5 条、第 7 条及び第 9 条に規定する均等割額 10分の5

(条例第 21 条第号に該当する国保税の 7 割減額世帯及び条例第 21 条第 2 号に該当する国保税の 5 割減額世帯は除く。ただし、条例第 21 条第 3 号に該当する国保税の 2 割減額世帯は、2 割の減額後に残り 3 割分を減額する。)

エ 擬制世帯主及び旧被扶養者一人、又は旧被扶養者一人で構成される世帯については、条例第 5 条の 2 に規定する世帯別平等割額 10分の5

(条例第 21 条第 1 号に該当する国保税の 7 割減額世帯及び条例第 21 条第 2 号に該当する国保税の 5 割減額世帯は除く。ただし、条例第 21 条第 3 号に該当する国保税の 2 割減額世帯は、2 割の減額後に残り 3 割分を減額する。)

(減免の申請)

第 3 条 条例第 24 条第 1 項の規定により減免を受けようとする世帯の納税義務者は、国民健康保険税減免申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる事由に応じ、減免を受けようとする事由を証明する以下の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 災害等による場合(第 2 条第 1 項第 1 号)

り災証明書その他損害の内容及び災害の程度が確認できる書類

(2) 恒常的低所得による場合(第 2 条第 1 項第 2 号①)

源泉徴収票、給与明細書、確定申告書の写し、公的年金等の支払い通知書、預貯金通帳、これら前年中の所得状況が確認できる書類

(3) 疾病、失業等による場合(第 2 条第 1 項第 2 号②、③)

医師の診断書、証明書等疾病の状況が確認できる書類、退職証明書、離職票等退職又は失業が確認できる書類、源泉徴収票、給与明細書、確定申告書の写し、公的年金等の支払い通知書、事業経営者の場合は休廃業をしていることが確認できる書類、預貯金通帳、これら所得状況が確認できる書類で、前年と申請当該年との比較が可能な書類

2 条例第 24 条第 2 項の規定により減免を受けようとする世帯の納税義務者は、旧被扶養者条例減免申請書(様式第 2 号)に、減免を受けようとする事由を証明する以下の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

旧被扶養者に係る減免の申請を提出した場合は、当該旧被扶養者に係る減免は、継続して旧被扶養者に該当する間適用する。

(1) 旧被扶養者による場合(第 2 条第 2 項)

被用者保険の保険者が発行する旧被扶養者に該当する旨の記載のある資格喪失証明書、又は転入に係る前住所地の市町村が発行する被扶養者異動連絡票

(決定通知)

第 4 条 市長は、第 3 条の申請について、国保税を減免することが適当であると認める場合は、国民健康保険税減免決定通知書(様式第 3 号)又は旧被扶養者条例減免決定

通知書(様式第4号)により、国保税を減免することが不適當であると認める場合は、国民健康保険税減免却下通知書(様式第5号)により、申請者に通知しなければならない。

(減免の取消)

第5条 市長は、申請者の申出、資力の回復その他の理由により当該減免事由が消滅したと認められるときは、当該減免事由が消滅した日以後に納期が到来する国保税について、減免を取り消すことができる。

2 虚偽の申請、不正行為等により減免を受けた者があるときは、当該減免を全て取り消し、納付を免れた国保税を速やかに徴収する。

(取消通知)

第6条 市長は、第5条の規定により国保税の減免を取り消した場合は、国民健康保険税減免取消通知書(様式第6号)により、申請者に通知しなければならない。

附 則

この取扱要領は、平成28年4月1日から適用する。